

改正

平成22年10月29日規則第27号

平成23年3月25日規則第15号

平成23年6月21日規則第23号

平成24年3月28日規則第6号

平成25年2月21日規則第2号

平成25年9月20日規則第21号

紫波町エコビークーポン券の交付に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、地球温暖化の要因となる二酸化炭素の排出の削減を促進するために実施するエコビークーポン券の交付について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) エコビークーポン券 町が交付する券で、第12条の規定により使用することができる券をいう。
- (2) 交付対象事業 エコビークーポン券の交付の対象となる事業をいう。
- (3) ポイント エコビークーポン券の券面に記載される単位をいう。
- (4) 特定取引 エコビークーポン券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証券の規制等に関する法律（平成元年法律第92号）第2条第1項に規定する前払式証券その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借受け又は役務の提供をいう。
- (5) 商品交換店 特定取引を行うことができる店舗をいう。

(エコビークーポン券の交付の対象等)

第3条 交付対象事業の名称並びに交付対象事業の実施により削減される二酸化炭素の排出量及び付与されるポイントの数は、別表に定めるところによる。

2 前項の規定に定めるもののほか、交付対象事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(エコビークーポン券の交付の申請)

第4条 エコビークーポン券の交付の申請をしようとする者は、別に定めるところにより、申請書を町長に提出しなければならない。

(エコビークーポン券の交付の決定)

第5条 町長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じ現地調査等を行い、エコビークーポン券を交付すべきと認めたときは、速やかに交付の決定をするものとする。

(エコビークーポン券の交付の条件)

第6条 町長は、エコビークーポン券の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(決定の通知)

第7条 町長は、エコビークーポン券の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及び前条の規定により条件を付した場合には、その条件をエコビークーポン券の交付の申請をした者に通知するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第8条 町長は、エコビークーポン券の交付の決定をした場合において、その後事情の変更により特別の必要が生じたときは、エコビークーポン券の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(交付対象事業の遂行)

第9条 エコビークーポン券の交付の決定を受けた者（以下「交付決定対象者」という。）は、この規則、当該決定の内容及びこれに付した条件に従って、交付対象事業を行わなければならない。

(決定の変更)

第10条 交付決定対象者は、交付対象事業の内容を変更した場合においてエコビークーポン券の交付の決定について変更を要するときは、申請書を町長に提出しなければならない。

2 第5条から第7条までの規定は、前項の場合について準用する。

(エコビークーポン券の交付)

第11条 交付決定対象者は、交付対象事業が完了したときは、別に定めるところにより、エコビークーポン券の交付の請求書を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する請求があったときは、当該請求に係る書類等の審査及び必要に応じ現地調査等を行い、交付対象事業がエコビークーポン券の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、速やかにエコビークーポン券を交付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、別表の1から4まで、7及び10の項の事業の実施によりエコビー

クーポン券が交付される場合については、第7条に規定する通知の際に、エコビークーポン券を交付するものとする。

4 エコビークーポン券の様式は、別に定める。

(エコビークーポン券の使用方法等)

第12条 エコビークーポン券は、1ポイント当たり1円とし、次に掲げるところにより使用することができる。

(1) 別表の1から9までの項の事業の実施によりエコビークーポン券が交付された者

ア 使用の方法 商品交換店との間における特定取引とする。ただし、特定取引に使用されたエコビークーポン券のポイントの数が特定取引の対価を上回るときは、当該対価との差額に相当する金銭の支払は行われぬものとする。

イ 有効期限 エコビークーポン券の発行された日から起算して12月を経過した日の属する月の末日とする。

(2) 別表の10の項の事業の実施によりエコビークーポン券が交付された者

ア 使用の方法 交付されたエコビークーポン券のポイントに相当する金額を町に請求する方法とし、当該エコビークーポン券を添えて請求書を町長に提出しなければならない。

イ 有効期限 当該交付を受けた日の属する年度の末日とする。

2 特定取引においてエコビークーポン券を受け取った商品交換店は、特定取引が行われた日の属する月の翌月の末日までに受け取ったエコビークーポン券を添えて請求書を町長に提出しなければならない。

3 町長は、第1項第2号ア及び前項の規定により請求を受けた場合において、当該書類を審査し、適合すると認めるときは、エコビークーポン券のポイントの数に相当する金額を支払うものとする。

(商品交換店の登録)

第13条 商品交換店の登録をしようとする者は、別に定めるところにより認定を受け、かつ、商品交換店登録申込書(別記様式)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申込みがあったときは、当該申込みをした者を登録するとともに、町の広報紙、ホームページ等で公表するものとする。

(不正利得による決定の取消し)

第14条 町長は、交付決定対象者が、偽りその他不正の手段によりエコビークーポン券の交付の決定を受けたときは、当該決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- 2 前項の規定は、エコビークーポン券が使用された後においても適用があるものとする。
- 3 第7条の規定は、第1項の規定により取消しをした場合について準用する。

(エコビークーポン券等の返還)

第15条 交付決定対象者は、前条の規定によりエコビークーポン券の交付の決定を取り消された場合において、取消しに係る部分に関し、既にエコビークーポン券が交付されているときは、町長の命ずるところにより、エコビークーポン券を返還しなければならない。ただし、既に当該エコビークーポン券を使用している場合は、町長の命ずるところにより、使用したポイントの数に相当する金銭を返還しなければならない。

(延滞金)

第16条 町長は、前条の金銭を納期日までに納付しなかった者に対し、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を町に納付させることがある。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、エコビークーポン券の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年10月29日規則第27号)

- 1 この規則は、平成22年11月1日から施行する。
- 2 紫波町町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置に関する条例施行規則（平成18年紫波町規則第33号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成23年3月25日規則第15号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年6月21日規則第23号)

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月28日規則第6号)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 紫波町町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置に関する条例施行規則（平成18年紫波町規則第33号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成25年 2月21日規則第2号)

- 1 この規則は、平成25年 4月 1日から施行する。
- 2 紫波町町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置に関する条例施行規則 (平成18年紫波町規則第33号) の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成25年 9月20日規則第21号)

- 1 この規則は、平成25年10月 7日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第12条の規定は、この規則の施行日以後に交付申請されたものについて適用し、同日前に交付申請されたものについては、なお従前の例による。

別表 (第3条関係)

交付対象事業の名称	削減される二酸化炭素の排出量 (二酸化炭素 1キログラム当 たりのポイントの数)	付与される ポイントの数
1 廃食用油回収促進事業	廃食用油 1 リットル当たり 2.5 キログラム (10ポイント)	廃食用油 20リットルごとに 500ポイント
2 ペットボトルキャップ回収促 進事業	ペットボトルキャップ 1 キログ ラム当たり 4 キログラム (12.5 ポイント)	ペットボトルキャップ 10キ ログラムごとに 500ポイン ト
3 間伐等促進対策事業	事業面積 1 アール当たり 80キ ログラム (5ポイント)	事業面積 2.5アールごとに 500ポイント
4 間伐材等利用集積事業	間伐材等 100キログラム当たり 80キログラム (6.25ポイント)	間伐材等 100キログラムご とに 500ポイント
5 太陽熱温水設備導入促進事業	太陽熱温水設備の有効集熱面積 1 平方メートル当たり 4,000キ ログラム (2.5ポイント)	太陽熱温水設備 0.1平方メ ートル (6平方メートルを 上限とする。) ごとに 1,000 ポイント
6 木質バイオマス燃料ストーブ	ストーブ 1 台当たり 12,500キ ログラム (50ポイント)	ストーブ 1 台当たり 500ポイント

導入促進事業	グラム (1.6ポイント)	20,000ポイント
7 段ボールコンポスト普及促進事業	段ボールコンポスト1基当たり 100キログラム (5ポイント)	段ボールコンポスト1基 (1年度につき1世帯4基 を上限とする。) 当たり500 ポイント
8 家庭用燃料電池導入奨励事業	家庭用燃料電池1台当たり 6,000キログラム (10ポイント)	家庭用燃料電池1台当たり 60,000ポイント
9 町産木材利用住宅等建築奨励事業	町産木材1立方メートル当たり 900キログラム (10ポイント又は 15ポイント)	町産木材1立方メートル (25立方メートルを上限と する。) ごとに9,000ポイン ト又は13,500ポイント
10 資源リサイクル運動奨励事業	資源回収量1キログラム当たり 2キログラム (2.5ポイント)	資源回収量1キログラムご とに5ポイント

別記様式 (第13条関係)